

# 経 済 産 業 省

2 0 2 2 0 2 2 5 貿 局 第 2 号  
輸 入 注 意 事 項 2 0 2 2 第 2 号  
経 済 産 業 省 貿 易 経 済 協 力 局

「ウクライナ（「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）を原産地とする貨物の二号承認制への追加について」の規程を次のとおり制定し、公布の日から施行する。

令和4年2月26日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

ウクライナ（「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）を原産地とする貨物の二号承認制への追加について

令和4年2月26日付け経済産業省告示第24号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表の二の表の第1のウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）の項に追加された「ドネツク人民共和国」（自称）、「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする全ての貨物については、令和4年2月26日以降、二号承認を受けるべき貨物となりました。

このため、当該貨物については、ウクライナ政府が発行するウクライナ原産であることを証する原産地証明書等の提出がある場合を除き、輸入承認は行いませんので注意してください。

ただし、「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする貨物に限り、令和4年2月26日以前に船積みされた場合については、二号承認の対象外とします。